第2回 職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会 議事概要(案)

1 日時、場所

平成 23 年 6 月 22 日 (水) 14:00~16:00 経済産業省別館 8 階 825 号室

2 出席者

(1) 参集者:藤富様(市川委員代理)、岩崎委員、大谷委員、北野委員、武田委員、 名古屋委員、山田委員

(2)事務局: 半田化学物質対策課長、亀澤環境改善室長、柳川調査官、奥野中央産業 安全専門官

(3) 傍聴者:計15名

3 議事概要

(1) 前回議事概要(案)の確認

修正なく了承された。なお、当初、第3回検討会を7月又は8月に開催する予定であったが、節電の必要から10月以降の開催にすることについて、事務局から説明があった。

- (2) 局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入について
 - 対象物質から第三種有機溶剤を除くべきではないか。
 - → 対象物質については、詳細に検討しておく。
 - ・ 資料2-1の1④の専門家の質はいかに確保するのか。
 - → 専門性については資格の有無で確認できる。実務経験については、基準 を定める必要がある。
 - 資料 2-2 の 1 の対象物質に粉じんを追加してはどうか。
 - → 粉じんは広範囲に影響するものであるため、慎重に検討すべき。できる ところから広げるようにしたい。
 - ・ 資料 2-2 の 2①の第 1 管理区分となることの確認については、コントロール バンディング、シミュレーション、実験のいずれでもよいのではないか。
 - 資料 2-2 の 2②のア~ウはすべて満たす必要があるのか。
 - ・ 資料 2-2 の 3②について、リアルタイムモニタリングの精度管理が不可欠。
 - ・ 資料 2-2 の 3③について、記録の保存は必要だが、使いやすい制度とするために監督署長への報告は不要とすべきではないか。

(3) 作業環境測定の評価結果の労働者への周知のあり方について

- ・ 作業環境測定士が衛生委員会で作業環境測定の評価結果等について報告し、 労使でディスカッションができるようにするとよい。
- ・ 衛生委員会に作業環境測定士が参加できるよう、社内で作業環境測定士を 養成するとよい。
- 労働者がばく露しないように評価結果は直ちに周知する必要がある。
- ・ 正社員以外の労働者にも周知される必要がある。
- ・ 周知に当たっては、簡単な内容のものを掲示することとし、関心のある人 には詳しい内容を伝えられるようにできないか。